

社会福祉法人よつば会役員等報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつば会（以下「本会」という。）定款第9条に規定する評議員の報酬、並びに第23条に規定する理事及び監事の報酬及び社会福祉法人よつば会評議員選任・解任委員会運営規程第5条に規定する評議員選任・解任委員の報酬の支給に関する事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬額)

第3条 支給の要件及び報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員 無報酬とする。
- (2) 理事 常時勤務する者に対して月額100,000円以内にて職員の給料日に支給する。
- (3) 監事 無報酬とする。
- (4) 評議員選任・解任委員 無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。